

北海道における適応指導教室の現状と課題

A Present Condition and Some Problems on the Classroom of the Guidance and Adjustment for the Refusal to Attend School in Hokkaido

山 谷 敬 三 郎 藤 原 等
Keizaburo YAMAYA Hitoshi FUJIWARA

I はじめに

北海道における登校拒否の状況は、各学校や市町村教育委員会の教育相談や適応指導などの熱心な取り組みにより、年間30日以上欠席をしている児童生徒数の増加傾向は、平成7年度においては一時期に比べ幾分落ち着きを見せた。しかし、平成8年度の状況をみると、児童生徒数が減少しているにもかかわらず、依然として3千人を超える小、中学生が登校拒否に陥っており、その対策は、学校教育上の大きな課題といえる。

登校拒否の要因や背景については、学校、家庭、地域社会の様々な要因が複雑に絡み合っており、どの児童生徒にも陥る可能性があることとされていることから、関係者が一体となって、その対策に取り組むことが大切である。北海道においては、現在、7市町村教育委員会が登校拒否の児童生徒の対策として、適応指導教室を設置しており、この適応指導教室での指導や相談活動が登校拒否の児童生徒の学校復帰等に大きな成果をあげている。

山谷は平成6、7年度の2か年にわたって、適応指導教室を設置している市町村教育委員会や学校の関係者、教育研究機関や精神科医師などの専門家による北海道適応指導連絡協議会で北海道教育委員会の1委員として調査研究に従事した。

本稿では、この調査研究の成果を踏まえ、北海道における適応指導教室の現状と課題を整理し、今後の適応指導教室の在り方について言及する。

II 適応指導教室の設置及び推進に当たっての基本的な考え方

1 適応指導教室設置の趣旨

(1) 適応指導教室設置の経緯

平成9年度学校基本調査によると、学校嫌いを理由に30日以上欠席した児童生徒数は、全国で94,245人に達し、極めて憂慮すべき状況にある。表1は北海道の過去5年間の状況である⁽¹⁾。

これらの登校拒否の児童生徒は、学校に行けない状態にある間、家庭以外に自分の居場所を見い出せないでいることが多い状況にある。このために、心理的にも孤独感を強め、昼間は家の中に閉じこもってしまうケースが見られる。このような児童生徒に対して、学校以外に様々な適応指導の機会や場を設け、それらに参加できるよう支援することは、立ち直りの指導と同

時に児童生徒のための「心の居場所」をつくるという役割を果たすことになる。

登校拒否の児童生徒にとって、自分の居場所を見出すことは大きな喜びとなり、そこでの様々な活動が徐々に児童生徒の自立を促し、集団への適応力を養い、やがては学校生活への復帰につながっていくことが期待されている。

これらのことを踏まえ、学校以外の場所に登校拒否の児童生徒を集め、その学校生活への復帰を支援するための様々な指導援助を行うのが、各市町村教育委員会が設置している「適応指導教室」である。

文部省では、平成2年度からこのような適応指導教室の在り方についての実践的な研究を各都道府県・市町村教育委員会に委託する事業を実施している。この他、各都道府県や政令指定都市等でも文部省の委託研究とは別に独自に設置し、研究、実施している適応指導教室も年々増加している。

(2) 北海道における「適応指導教室」の設置箇所

北海道においては、平成8年度末現在で、表2にある7市町村に適応指導教室が開設されている⁽²⁾。開設の契機はそれぞれの適応指導教室により異なるが、文部省の委託研究や北海道教育委員会の委託研究から発展的に継続されたものである。なお、美唄市教育委員会の「チャレンジ・クラブ」もその契機は、北海道教育委員会の委託研究であるが、美唄市単独の運営ではなく、美唄市、奈井江町、浦臼町の3市町村が協力して設置している形態で、市町村が単独で設置することが困難な場合の先導的な実践である。

この他、札幌市教育委員会や旭川市教育委員会は、情緒障害児学級などの特殊学級としての設置形態として開設、実施している。しかし、これらの実践も他の市町における適応指導教室の設置趣旨と同じ事業と考えることができる。

表1 長期欠席者数と登校拒否児童生徒数（北海道）

年度	学校種別	小学校		中学校	
	日数別	長欠数	学校嫌い	長欠数	学校嫌い
平成3年度	50日以上	1,140人	248人	2,613人	1,427人
	30日以上	2,513	357	3,734	1,729
平成4	50日以上	1,350人	373人	2,811人	1,569人
	30日以上	2,973	460	3,956	1,890
平成5	50日以上	1,405人	461人	2,811人	1,569人
	30日以上	2,839	551	3,956	1,890
平成6	50日以上	1,546人	474人	2,932人	1,645人
	30日以上	3,135	560	4,024	1,882
平成7	50日以上	1,536人	477人	2,987人	1,722人
	30日以上	3,184	576	4,123	2,040
平成8	50日以上	1,761人	537人	3,511人	2,050人
	30日以上	3,726	674	4,797	2,384

表2 設置箇所並びに教室名

設置年度	設置者	適応指導教室の名称
平成2年度	函館市教育委員会	やすらぎ学級
平成3年度	釧路市教育委員会	ふれあい学級
平成6年度	岩見沢市教育委員会	レインボークラブ
平成6年度	小樽市教育委員会	ふれあい教室
平成6年度	帯広市教育委員会	ひろびろ
平成6年度	白老町教育委員会	あすなろ学級
平成8年度	美唄市教育委員会	チャレンジクラブ

2 北海道における適応指導教室の設置目的とねらい

(1) 適応指導教室の設置目的とねらい

適応指導教室の設置目的やねらいは、一般的には、児童生徒が学校生活に意欲をもち、学校へ復帰することがあげられる。しかし、実際の児童生徒の状態をみると、人間不信からの回復や対人関係の改善、欲求に対する耐性の育成、基本的な生活習慣の確立、社会的な生活能力の育成など、児童生徒一人一人の状況に合わせた情緒の安定や社会性の育成が課題となる場合が多くなる。

したがって、学校生活に意欲をもち、学校へ復帰することをねらいとしつつも、より豊かな情操や社会性の発達を含めた目的やねらいとすることが望ましいと考えられる。いずれにしても、各市町村の登校拒否の児童生徒の実態を考慮し、適応指導教室の設置目的や運営組織、指導体制や指導方法等の在り方を十分検討することが必要となる。

(2) 北海道における適応指導教室の設置目的とねらい

北海道に設置されている各適応指導教室の設置目的とねらい、そして、入級対象者の規定を以下に示す。これを見ると各市町村教育委員会が登校拒否の児童生徒に対して、どのような対応を考慮しているか、また、入級対象者を登校拒否の児童生徒のどの態様に限定しているかが理解できる。

① 函館市適応指導教室「やすらぎ学級」⁽³⁾

集団生活への不適応、教科や進路に対する不安などによって、学校に登校できない状況にある児童生徒に対して、教育相談や教科指導、集団活動等の指導・援助を行い、登校できない状況の改善を図り、原籍学校への復帰を促す。

〈入級対象の児童生徒〉

- ・函館市に在住する児童生徒
- ・神経症的な傾向を示し、登校拒否に陥っている児童生徒

② 釧路市適応指導教室「ふれあい学級」⁽⁴⁾

集団生活への適応を促し、学校生活への復帰を支援する。また、市教育委員会指導室における教育相談事業の一貫として、教育相談、教科指導、生活指導、集団生活への適応指導等を組織的、計画的に進め、各学校に対する補助的な機能を果たす。

〈入級対象の児童生徒〉

- ・通級可能な子供
- ・心因性によって不登校に陥っている子供

③ 岩見沢市適応指導教室「レインボークラブ」⁽⁵⁾

岩見沢市の小中学校に在籍する不登校児童生徒に対し、教育相談・カウンセリング・個及び集団活動等を通して、心の開放を図り、自立心を養い、社会性を身に付け、集団生活への適応を促し、学校復帰を援助する。

〈入級対象の児童生徒〉

- ・岩見沢市の小・中学校に在籍し、主として心理的な要因により、「登校しない・できない」児童生徒を対象とする。
 - ・本人が希望し、保護者から申し出があった児童生徒
 - ・学校その他の機関から入級を進められた児童生徒
- ④ 小樽市適応指導教室「ふれあい教室」⁽⁶⁾
- 学校不適応児童生徒に対し、一人一人の実態に応じた指導を行い、児童生徒の自立を促し、学校生活への適応を図る。
- 〈入級対象の児童生徒〉
- ・小樽市に在住する小学生及び中学生
 - ・神経症的傾向による不登校児童生徒
- ⑤ 帯広市適応指導教室⁽⁷⁾
- 集団生活への不適応や、心理的要因によって、学校に登校できない状況にある児童生徒に対して、教育相談を行うとともに、基本的な生活や学習等についての指導・援助を行い再登校を促す。
- 〈入級対象の児童生徒〉
- ・帯広市の小・中学校に在籍し、心理的要因によって、不登校の状態にある児童及び生徒
- ⑥ 白老町適応指導教室「あすなろ学級」⁽⁸⁾
- 集団生活への不適応、教科や進路に対する不安などによって、学校に登校できない状況にある児童生徒に対して、教育相談を行うとともに、教科や集団生活等について指導・援助を行い、登校できない状況の改善を図り、原籍校への復帰を促す。
- 〈入級対象の児童生徒〉
- ・白老町の小・中学校に在籍し、学校への適応困難な状態にあつて、学校または教育相談にかかわる関係機関から入級が必要と認められた児童生徒
 - ・本人が希望し、保護者から申し出のあった児童生徒
- ⑦ 美唄地区適応指導教室「チャレンジクラブ」⁽⁹⁾
- 不登校児童生徒に対して、心の居場所づくりに努め、登校できない状況の改善と情緒の安定を図り、自信や自立心を促すとともに、学校、各関係機関との連携をとりつつ集団生活に適応し得る力を養うための援助をして、原籍校への復帰を促す。
- 〈入級対象の児童生徒〉
- ・美唄市、奈井江町、浦臼町の小・中学校に在籍している児童生徒。
 - ・心理的要因によって、不登校の状態にある生徒。

Ⅲ 適応指導教室における指導目標と指導内容

1 指導目標設定に当たっての基本的なおさえ

適応指導教室の指導目標は、一般に児童生徒の社会性を育成することや基礎学力の定着を図

ること、そして、それらの指導を通して、学校復帰を目指すことが考えられる。しかし、登校拒否の児童生徒の状態は実に様々であり、画一的な指導目標よりも個別のかつ、多様な指導目標の設定が求められる。したがって、北海道の各適応指導教室においては、教室全体の目標と一人一人の児童生徒の個別の目標を総括目標と具体目標として設定している。

適応指導教室全体の指導目標は、登校拒否の児童生徒への指導を公教育の立場から進めていく必要があり、教育基本法等の法令やそれぞれの地域の教育目標に基づいて設定されることが求められる。その際、児童生徒の実態に応じ、登校拒否の改善と克服のため、次のことに留意し、児童生徒一人一人の目標に具体化されるように配慮することが大切である。

(1) 児童生徒の状況を踏まえた目標

登校拒否の児童生徒には、集団生活に適応することができたり、社会性の回復や遅れた学習を取り戻すことができることにより、学校復帰が比較的容易にできる児童生徒がいる。また、幼い頃からの親子関係や家庭における問題が根深くて、学校復帰に至らない児童生徒もいる。したがって、自我が弱く、欲求不満や葛藤に耐えられない児童生徒、精神的疲労が激しい児童生徒などに対し、遅れている学習を取り戻そうとして一律に指導したり、社会性を育成しようと性急に働きかけたりすると、指導がスムーズに進まないことも多く見られる。

これらのことから、それぞれの児童生徒の状態に応じた一人一人の指導目標の設定が必要である。それらの個別の目標が、児童生徒の精神発達や適応能力の回復の過程を土台として、相互に有機的に関連し、適応指導教室全体の指導目標として明示されることが求められる。

(2) 保護者、関係者との共通理解

学校への復帰という目標は、あくまでも大切にしなければならない。しかし、児童生徒によっては、人間不信からの回復や対人関係の改善、欲求不満に対しての耐性の育成、社会的な生活能力の強化といった社会性の発達の側面が優先され、学習の充実にまで至らない児童生徒もいる。

したがって、適応指導教室に通級しても、学校復帰が実現できない子供たちがいることを保護者を含め、児童生徒とかかわる関係者との間で共通理解を図ることが求められる。

(3) 適応指導教室における指導目標の実際

適応指導教室の指導目標の具体的な例として、白老町適応指導教室「あすなる教室」の指導目標を下にあげる。⁽¹⁰⁾ 白老町適応指導教室では、適応指導教室の目標として、総括目標と具体目標を設定している。総括目標が、登校拒否の児童生徒の最終目標である学校復帰を掲げてはい

表3 適応指導教室の総括目標と具体目標

- | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>○ 個々の児童生徒の実態に応じ、不登校状態の改善と克服を目指して、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒の情緒の安定を図る。 ・ 人間関係の改善を図る。 ・ 自己実現の達成をめざし、自立心の確立を図る。 ・ 学習に対する意欲や自信回復を図る。 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

るものの、具体目標は学校復帰後に円滑な学校生活ができるような個々人の資質や能力を掲げていることが理解できる。そして、それらの資質や能力は、父母や教師の願いや期待ともいえる内容である。

2 適応指導教室における指導内容

適応指導教室における指導内容は、公教育としての性格から、各教科、道徳、特別活動の3領域で構成することが基本となるが、児童生徒の発達段階や学年、適応指導教室の設置形態により異なる。

それぞれの地域の実態や児童生徒の状況、指導者の構成などを踏まえ、3領域の内容を再構成し、一人一人の児童生徒に応じた課題学習を設定したり、学習時間帯を工夫するなどの配慮が必要となる。また、一人一人の児童生徒の状況にあわせた柔軟な指導計画や指導段階、日課表などの設定が必要となる。

(1) 指導内容の基本的なおさえ

北海道内の各適応指導教室の指導内容は概ね次のような内容を取り入れている。

- ① 生活—規則的な生活リズムを身に付けさせるとともに、よりよい生活習慣の形成を図る
- ② 運動—適切な運動を行うことにより、心身を安定させ、健康を保持させるとともに、運動の楽しさを味わわせる
- ③ 学習—個々の能力、興味・関心等に配慮し、個別指導や小集団の指導を組み合わせながら、学習に対する意欲や態度を育てる
- ④ 表現—文字や言語、行動等で自己を表現する機会を設定することにより、自己を見つめ、感性を伸ばし、他の児童生徒や教師との相互理解を図る
- ⑤ 行事—行事の体験を通して、自己変容や自主的な判断力、協調性等の社会性の育成と最後まで取り組む粘り強さを育てる

(2) 指導段階の基本的なおさえ

それぞれの児童生徒の状況を捉え、指導内容を整理し、年間の指導計画を作成し、指導していくことになるが、児童生徒の変容の過程が一律ではないため、その作成には困難を伴うこと

表4 適応指導教室の指導プロセス

- ① 自己の解放—全面受容的な態度で接することを基本とし、児童生徒の不安を受け止め情緒の安定を図り、信頼関係の確立を図る
- ② 自己の拡張—多様な経験を通じ、成就感を味わわせるとともに、未経験なことや不得意なことも挑戦する態度を養う。また、他の児童生徒とのかかわりを調整する中で、自己を表現し、対人関係の改善・拡大を図る
- ③ 自己の再構成—文字・言語・行動等の自己表現の中で、時に他の児童生徒と比較しながら、自己を洞察し、自己のあるべき姿を見つめさせる
- ④ 自己の確立—進路・自立に向けて考え、自己決定をしながら目標に向かっ自分もてる力を出し切り、努力する態度を養う

が予想される。しかし、年度途中の入級であっても、その児童生徒の状況に合った指導のプロセスを考えることが大切である。指導のプロセスとして、右の①～④の段階を基本にして指導することが大切である。

(3) 岩見沢市適応指導教室の指導内容と日課表

岩見沢市適応指導教室では通級する児童生徒の意見を取り入れ、一学期（通級に慣れさせ、個別指導や個別相談を基本とする段階）、二学期（通級が安定し、自分たちが時間を決めて活動する段階）、三学期（個別学習を中心に教科学習を取り入れた段階）のそれぞれの日課表を作成し、指導に当たってきている。具体的な日課表と週時程表を表5～7に示す。⁽¹¹⁾

表5 一学期の週時程・日課表

	月	火	水	木	金
10:00	個別活動 個別相談	個別活動 個別相談	個別活動 個別相談	個別活動 個別相談	個別活動 個別相談
11:00	グループ活動	グループ活動	グループ活動	グループ活動	グループ活動
12:00	昼食・フリータイム				
13:00	グループ活動	グループ活動	グループ活動	グループ活動	原籍校・家庭・地域社会との連携
14:30	(保護者 面接相談)	(保護者 面接相談)	(保護者 面接相談)	(保護者 面接相談)	
15:00	終わりの活動				

表6 二学期の週時程・日課表

	月	火	水	木	金	
10:00	個別活動	個別活動	個別活動	行事の日	個別活動	
11:00	(休み時間)				行事の日	個別活動
11:10	個別活動	個別活動	自主相談			
12:00	(昼食・休憩)					
13:00	運動	運動	個別活動			運動
14:30	(後始末・自由時間)					
15:00						

表7 三学期の週時程・日課表

	月	火	水	木	金
10:00	朝の会				
10:10	国語	作文・英語	算数・数学	社会	理科
10:50	休み時間				
11:10	社会	算数・数学	理科	作文・英語	国語
12:00	昼食・昼休み				
13:00	運動	運動	M	M	運動
14:30	M	M	計画	M	M
14:45	終わりの会				

※運動はバドミントン、ミニバレー、卓球など。三学期のMの時間については、教科以外の個別活動で、計画の時間は次週の予定の話し合いの時間

3 指導方法

適応指導教室における指導方法は、児童生徒の状態によって異なるが、通常は次のような①～③の形態が考えられ、その中心的な形態は①となる。

① 適応指導教室での指導

受容的な対応の中で不安や緊張を取り除き、徐々に通常の学校の時間帯にそって様々な体験的な活動や教科学習を組織し、指導にあたる。基本的には、個別学習や個別の活動、そして、徐々に小集団による活動を取り入れるようにする。また、他の児童生徒や教師とのかかわりの中で自己を表現したり、集団内で適応した行動がとれるよう援助する。

適応指導教室への通級が定着し、集団内で友人とのかかわりを深めるようになり、自発的な学習への取組が見られるような段階では、本人や保護者の意思を尊重しながら、十分な配慮のもとで通常の学級、学校とのかかわりを図り、原籍校への復帰の手立てを考慮することが求められる。

② 適応指導教室による相談活動

本人及び保護者との教育相談を計画的に実施する。その際、教育相談的な態度、姿勢を基本にして、本人及び保護者の心情を受容し、相手の立場に立って共に考える姿勢をもつことが大切である。その中で、自分の置かれた状況や取るべき方向について、自ら気づき、自ら解決の方法を見出すように援助していくことが求められる。

③ 訪問指導

訪問指導は、教室に通級できない児童生徒に対して行っているが、受容的な対応を基本とし

児童生徒との信頼関係の確立を図る中で、その子の興味・関心のあるものを中心に指導内容を組織することが求められる。その際、訪問する時間帯、保護者の同席等については十分な配慮が必要である。また、閉じこもりの状況にあるときは、メンタルフレンド（児童相談所における大学生のボランティア相談員）の訪問が効果的であったとの報告もある。

IV おわりに

平成6年10月に開催された文部省主催の全国適応指導教室連絡協議会の席上、当時の文部省初等中等教育局の教科調査官横山利弘氏（現高知大学教授）は「適応指導教室は、将来必要がなくなることが望ましい。しかし、現実には、この教室によって対応する以外に、不登校の子供たちに指導の手を差しのべる施設がなく、一見矛盾とも思えるが、各適応指導教室の指導の充実をお願いする」と述べていたことが思い出され、適応指導教室の課題の「矛盾性」を感じた。

適応指導教室の実践的研究から生まれた課題の1つ目は、その指導者から「通級してくる児童生徒の中には学校復帰が可能な状況にまで回復しているにもかかわらず、適応指導教室から学校に気持ちが向かない児童生徒がいる」という事実である。適応指導教室には、単年度ごとに入級手続きを4月に行い、間接的に学校復帰を促すところもあるが、「心の居場所」となった適応指導教室と学校復帰の問題は、今後適応指導教室の存在も含めて問われることになる。

次に適応指導教室の入級対象者と関係機関や学校との連携の問題である。道内には現在、約3千人の登校拒否の児童生徒がいる。先に見てきた各適応指導教室の入級対象者は、いわゆる神経症的な登校拒否の児童生徒を対象としていることが伺われる。しかし、登校拒否には怠学傾向の児童生徒もいる。これらの児童生徒は、家庭の崩壊、保護者の養育能力の喪失など様々な要因が考えられるが、適応指導教室がいわゆる「駆け込み寺」のような存在になり、児童福祉施設との関連や、学校の指導体制そのものが問われることになると予想される。

注

- (1) 文部省「平成9年度学校基本調査速報」平成9年8月をもとに、筆者が北海道分を整理し、まとめたものである
- (2) 北海道教育委員会、「適応指導教室連絡協議会報告書」、平成8年3月、p.2並びに美唄市教育委員会「美唄地区適応指導教室『平成8年度第1回運営委員会議案』」、p.5により、筆者が整理した
- (3) 函館市教育委員会「適応指導教室やすらぎ学級運営計画」平成3年3月、p.1-2
- (4) 釧路市教育委員会「適応指導教室経営計画」平成4年3月、p.1-2
- (5) 岩見沢市教育委員会「適応指導教室経営計画」平成6年3月、p.1-2
- (6) 小樽市教育委員会「適応指導教室ふれあい教室経営計画」平成6年3月、p.1-2
- (7) 帯広市教育委員会「適応指導教室経営計画」平成6年3月、p.1-2

- (8) 白老町教育委員会「適応指導教室あすなろ学級経営計画」平成6年3月, p.1-2
- (9) 美唄市教育委員会「美唄地区適応指導教室『平成8年度第1回運営委員会議案』」, p.1-5
- (10) 白老町教育委員会 前掲書, p.3
- (11) 岩見沢市教育委員会「適応指導教室経営計画」平成6年3月, p.5-10